

藤枝市市勢要覧改訂業務委託仕様書

第1 委託業務名

藤枝市市勢要覧改訂業務委託

第2 業務の目的

本市が進める「定住促進」「来訪促進」に資するシティプロモーションツールとして市勢要覧を改訂・制作する。藤枝市の豊かな自然、中心市街地の発展が生み出す住みやすさ、市民に根付くサッカーなどのスポーツ文化、多彩な食文化、由緒ある歴史文化を直感的にイメージできる内容とし、併せて、市内外に向けて本市が重点的に推進する4K施策（健康・教育・環境・危機管理）や、全国に誇れる本市の魅力や強みなどを効果的にPRし、対外発信力と地域ブランド価値の向上に寄与する。

第3 委託期間 契約締結日から令和8年3月23日まで

第4 納入期限 令和8年3月23日

第5 業務委託内容

企画案・デザイン・イラスト作成（市内マップを含む）・取材・文章作成・写真撮影・編集・印刷・製本までの作業一式

第6 制作に当たっての基本的な考え方と制作上の留意点

【基本的な考え方】

藤枝を知る「最初の一步」として、「どんな街なのか」「どんな取り組みを進めているのか」をひと目で印象づけ、読んだ人が「ここに住んだら」「ここに来たら」をイメージし、実際に行動を起こさせるような内容とする。

「フジ」の花言葉「歓迎」に基づき、手元から本市の歓迎が伝わり、来藤が楽しみなものとなる「Invitation-招待状-」をコンセプトとした要覧とする。

【制作上の留意点】

- (1) 現在進行中の藤枝市第6次総合計画後期計画に沿った内容であること
- (2) 藤枝市シティ・プロモーション戦略に沿った内容であること
- (3) 表紙は、藤枝をひと目で印象づけることができるものであること
- (4) 紙媒体の利点である「一覧性の高さ」を意識したわかりやすい分類であること
- (5) デザインについてはユニバーサルデザインに配慮すること
- (6) 活字は少なく、写真・イラストを多くし、視覚に訴えるものであること

第7 規格・紙質

A4判（縦横問わず）、マットコート紙 90kg程度 28ページ程度

※紙質は「制作に当たっての基本的な考え方」に沿った内容であれば事業費の範囲内で受注者より提案することができる。

第 8 印刷・製本

表紙・本文ともに 4 色カラー、オフセット印刷、原則として中綴じ製本

第 9 写真 原則として制作会社での撮影（撮影不可能なものについては、藤枝市所有のものでも可）

第 10 発行部数 1,000 部

第 11 委託額の上限 1,500 千円（消費税および地方消費税を含む）

第 12 成果品

納入成果品は下記の通りとし、納入先は藤枝市広報課とする。

- (1) 藤枝市市勢要覧 1,000 部
- (2) 電子データ 1 式

受注者は、以下のデータを作成し納入する。なお、元となった画像データ、図表データ、イラストデータ、文字データも含めること。

ア PDF ファイル

- (ア) 低解像度 PDF ファイル（ホームページ掲載用・20MB 程度）
ディスプレイ上及び印刷しても十分判別可能であること。
- (イ) 高解像度 PDF ファイル（二次利用用）
画像解像度 300dpi 以上のできるだけ高解像度であること。

イ イラストデータ

- (ア) ソフトウェア Adobe Illustrator CC(最新版) または Adobe InDesign CC(最新版) で作成した版下データ
- (イ) 再編集可能なデータ

第 13 掲載する内容

次の(1)～(13)の掲載内容とその他受注者から提案した内容を含め、協議の上決定する。

- (1) 「幸せになるまち」～ようこそ藤枝市へ～（市長あいさつ）
- (2) 未来へ飛躍～こんなことに取り組んでいます～
 - (2)-1 市民の命と安全・安心を守る藤枝づくり（防犯・防災、医療）
 - (2)-2 市民の健康で豊かな暮らしを実現する藤枝づくり（暮らし、福祉、都市交通）
 - (2)-3 子どもが健やかに学び、育つ藤枝づくり（教育、リスキリング、子育て）
 - (2)-4 力強い地域産業を育み、安心して働ける藤枝づくり（産業、商業、農業）
 - (2)-5 魅力と活力、持続力ある地域がつながる藤枝づくり
（中山間地域、中心市街地、文化・スポーツ・観光）
 - (2)-6 豊かな自然環境と資源を守り、次代につながる藤枝づくり（環境、資源循環）
 - (2)-7 夢と希望にあふれ、未来につながる藤枝づくり
（人財育成、公共経営、広域連携）

- (3) 大切にしてきたもの（サッカー・お茶・梨・花火・日本遺産など）
- (4) 藤枝で過ごす一日（「観光や生活をしてみたら」というモデルプラン）
- (5) 生活に密着した「4K施策」（健康・教育・環境・危機管理）
- (6) 藤枝の春夏秋冬（観光行事・花回廊などを包括的に紹介）
- (7) 藤枝を応援してください（ふるさと納税（個人版・企業版））
- (8) 藤枝の歴史
- (9) 市章、市民憲章、市の木・鳥・花
- (10) 観光マップ、アクセスマップ

第 14 成果物の帰属

- (1) 受託者は、委託業務により作成したイラスト・図表を含む全ての成果物（中間成果物を含む、以下「成果物等」という。）の著作権（著作権法第 27 条、28 条を含む一切の権利）を委託者へ譲渡するものとし、成果物等の著作権及び使用权は委託者に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、委託者が成果物等を使用するにあたって著作権人格権を行使しないものとする。
- (3) 受託者は、委託者の許可なく成果物等の内容を公表又は使用してはならない。

第 15 保証等

- (1) 受託者は、前条の成果物等が第三者の著作権、肖像権その他一切の権利を侵害していないことを保証する。
- (2) 成果物等について、第三者からの権利の主張、損害賠償金等の請求がされた場合には、受託者の責任と費用において解決するものとする。

第 16 個人情報の取り扱い

- (1) 受託者は、別紙「個人情報取扱特記事項」を順守し、秘密の保持及び情報の管理を適正に行わなければならない。
- (2) 受託者は、取材等に際しては、著作権・肖像権を侵害しないよう十分配慮しなければならない。

第 17 事故発生時の対応

受託者は、契約の履行又は委託業務の実施に際して事故が発生したときは、適切な処理を行うとともに、速やかに委託者に報告しなければならない。

第 18 その他

- (1) 本業務は、契約書に基づき履行するものとする。
- (2) 受託者は、委託者の請求時等、必要に応じて進捗状況をまとめた中間報告書を提出しなければならない。
- (3) 受託者は、業務上知り得た機密を他に漏らしてはならない。
- (4) 受託者は、貸与された関係資料等を、業務の完了後直ちに返還しなければならない。

- (5) 受託者は、素材等として許諾が必要なものを使用する場合は、すべての手続きを行い使用にかかる費用もすべて負担すること。
- (6) 受託者は、本業務の全部を再委託もしくは請負わせてはならない。ただし、本業務の一部を再委託もしくは請負わず場合に限り、事前に書面により藤枝市の承諾を得たときは、この限りではない。
- (7) 受託者は、作業実施にあたり、本仕様書に明示なき事項、又は疑義が生じたときは、委託者とその都度協議し指示を受けるものとする。